

リゾート会員権一般媒介契約書

依頼の内容	売却・購入・交換
-------	----------

依頼者甲は、この契約書により後記に表示する会員権に関する売買（交換）の媒介をリゾート会員権取引業者乙に依頼し、乙はこれを承諾します。甲は重ねて乙以外の業者に依頼することができますが、依頼する業者を明示する義務を負います。

西暦 年 月 日

甲・依頼者

住所

氏名

印

乙・リゾート会員権取引業者

神奈川県横浜市中区常盤町三丁目 21 番地

株式会社 e 会員権 代表取締役 林 智子

神奈川県知事（4）第 25987 号

会 員 権 名	
会 員 番 号	
名 義	
希 望 価 格	金 円（消費税 10% 込）

重ねて依頼する乙以外の業者（商号又は名称）

その他

1. 甲の通知義務・違約金

- 1) 甲は、この媒介契約の有効期間内に乙以外の業者に重ねて目的会員権の売買又は交換の媒介又は代理を依頼しようとするときは、乙に対して、その旨を通知する義務を負います。
- 2) 甲は、この媒介契約の有効期間内に、自ら発見した相手方と売買若しくは交換の契約を締結したとき、又は乙以外の業者の媒介若しくは代理によって売買若しくは交換の契約を締結させたとき、及び自己都合でこの媒介契約の解除をするときは、乙に対して、遅滞なくその旨を通知する義務を負います。
- 3) 甲が 1) 2) の通知を怠った場合、乙は甲に対して、要した費用の償還を約定報酬額の範囲内で請求することができます。
- 4) 甲による 1) 2) の通知が、この媒介契約の希望価格に合致する相手方を発見した旨を乙が甲に通知した後であった場合、甲は乙に対して、約定報酬額と同額の違約金を支払うものとします。

2. 成約に向けての乙の義務

- 1) 乙は、契約の相手方との契約条件の調整等を行い、契約の成立に向けて積極的に努力します。
- 2) 乙は、目的会員権の売買又は交換の申込みがあったときは、甲に対し、遅滞なく、その旨を報告します。

3. 媒介に係る乙の業務

- 乙は、契約の相手方との契約条件の調整等を行い、契約の成立に向けて努力するとともに、次の業務を行います。
- 1) 乙は、甲に対し、目的会員権を売買すべき価格又は評価額について意見を述べるときは、その根拠を明らかにして説明を行います。
 - 2) 甲が乙に目的会員権の購入又は取得を依頼した場合にあっては、乙は、甲に対し、目的会員権の売買又は交換の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、宅地建物取引業法第 35 条に定める重要事項について、宅地建物取引士が記名押印した書面を交付して説明させます。
 - 3) 乙は、目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対し、遅滞なく、宅地建物取引業法第 37 条に定める書面を作成し、宅地建物取引士に当該書面に記名押印させた上で、これを交付します。
 - 4) 乙は、甲に対し、名義変更・登記・決済手続等の目的会員権の引渡しに係る事務の補助を行います。

4. 指定流通機構への登録の有無 無

5. 有効期間 この媒介契約締結後 3 ヶ月 期間満了後、自動更新とします。

6. 約定報酬額

売買会員権価格 50 万円未満（消費税込）の場合、100,000 円（消費税 10% 別）
売買会員権価格 50 万円以上 100 万円未満（消費税込）の場合、125,000 円（消費税 10% 別）
売買会員権価格 100 万円以上（消費税込）の場合、売買会員権価格（消費税込）×3% + 10 万円 + 消費税 10%

7. 約定報酬の受領の時期 売買代金決済時 とします。